2026年6月1日

入院時食事療養について

当病院は、関東信越厚生局へ入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時・昼食：午後0時・夕食：午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
○一般（下記以外）	○一般（下記以外）	550円	
		○（例外）指定難病患者	330円
○低所得者（住民税非課税）	○低所得者Ⅱ（※1）	○過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		○過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	○低所得者Ⅰ（※2）	130円	

※1　低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2　低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給権者

医療法人 同愛会　小澤病院
理事長・病院長